

# 指定居宅介護支援事業所における 管理者要件の経過措置期間延長

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課



©2014 大阪府もずやん

# 指定居宅介護支援事業所における管理者要件の改定

## 指定居宅介護支援事業所の管理者の要件

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第38号))

質の高いケアマネジメントの推進を目的として、省令改正がなされ、平成30年4月1日から、事業所管理者の要件として、常勤専従の主任介護支援専門員であることが定められた。  
なお、令和3年3月31日までの3年間の経過措置期間が設けられている。

令和3年4月1日以降は、管理者を必ず主任介護支援専門員にしなければならない！！

令和3年3月31日までに、

- ①管理者自身が主任介護支援専門員になる
  - ②主任介護支援専門員を新たに雇用し、現管理者と交替する
- 上記のどちらかを達成しなければ、現在、管理者が主任介護支援専門員でない事業所は存続できず、利用者に多大な影響を及ぼす。

# 主任介護支援専門員について

主任介護支援専門員になるには

「主任介護支援専門員研修(以下「主任研修」という。)」の受講が必要。

主任研修受講に必要な実務経験期間

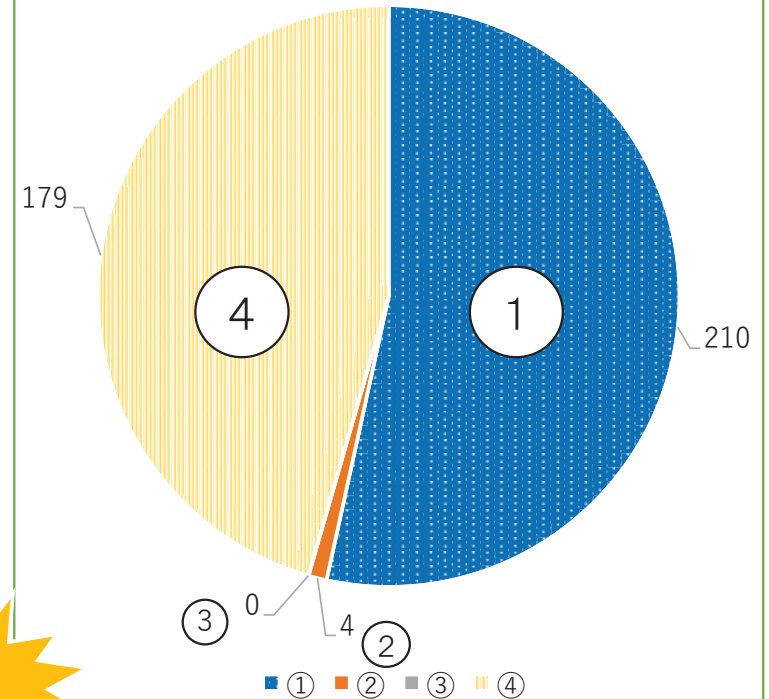
右記グラフのとおり、主任研修申込者は、約99%が実務経験5年の要件にて研修を受講している。(要件の詳細はスライド4参照)

- ①専任の介護支援専門員として5年(60ヶ月)以上
- ②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は認定ケアマネジャーであり、専任の介護支援専門員として3年(36ヶ月)以上 …主任研修実施前に厚生労働省及び都道府県で平成17年度まで開催されていた研修で、現在は実施がない。認定ケアマネジャーもごく少数。そのため、対象者は限定的。
- ③施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 …施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者とは、上記ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者を意味しており、対象者は限定的。
- ④常勤の介護支援専門員として5年(60ヶ月)以上(大阪府が独自の基準として適当と認める者)

主任介護支援専門員資格の取得には、最低でも実務経験5年に研修受講期間を加えた約6年の期間が必要である。

経過措置期間が3年間では、研修の受講要件を満たせず、主任介護支援専門員になれない者が発生する！！

平成29年度主任研修要件別の申込人数



# (参考)主任介護支援専門員研修の受講要件

## 国要綱

(介護支援専門員資質向上事業実施要綱)

## 府要綱

(大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱)

主任介護支援専門員研修(別添5)

2 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、(別添2)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添4)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

- ① **専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者**(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ③ 施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者また、受講対象者の選定に当たっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者  
**※常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者**としている  
 (専任でなくてもよい)

# 大阪府内における管理者の設置状況等①

主任介護支援専門員でない管理者が介護支援専門員として登録した時期

| 府内<br>事業所数 | 左記のうち、<br>管理者が主任<br>介護支援専門員<br>でない事業所数 | 管理者が介護支援専門員として登録してからの経過年数 |                         |                         |                         |                         |                  |
|------------|----------------------------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|
|            |                                        | 1年未満<br>(H30.9-R1.8)      | 1～2年未満<br>(H29.9-H30.8) | 2～3年未満<br>(H28.9-H29.8) | 3～4年未満<br>(H27.9-H28.8) | 4～5年未満<br>(H26.9-H27.8) | 5年以上<br>(～H26.8) |
| 3,766      | 1,745                                  | 23                        | 39                      | 2                       | 89                      | 158                     | 1,434            |

$$23+39+2+89=153$$

34 → 現行の経過措置期間満了が令和2年度末であり、例年、最終の主任研修が9月開講であることを考えると、管理者の登録日からの経過年数が令和元年8月末で4年未満の場合は、同研修の受講要件である実務経験5年を満たせない。  
このため、令和2年度中に管理者要件を達成できず、廃業を余儀なくされる恐れがある。

- ※1 上記は、管理者の全てが、登録を行い、即日実務に従事したと仮定し算出。  
登録後すぐに証の交付を受けない又は実務に従事しない可能性もあるため、研修を受講できない人数は増加する可能性大。
- ※2 上記は平成31年4月末の事業所データから算出。

## 支障事項①

府内において、経過措置期間中に主任研修を受講できない管理者は153名以上。  
当該管理者が新たな主任介護支援専門員に交替できないままでは、  
廃業を余儀なくされる事業所が発生。

# 大阪府内における管理者の設置状況等②

本省令改正により影響が及ぶ利用者数

前スライドの事業所は府内27市町に及び、  
それらの事業所の利用者数は合計4,524名に上る。

【参考：廃業の恐れのある事業所の利用者数の多い市町村(上位5位)】

|      | (1)    | (2)  | (3)  | (4)  | (5)  |
|------|--------|------|------|------|------|
| 市町村  | A市     | B市   | C市   | D市   | E市   |
| 利用者数 | 1,927名 | 457名 | 332名 | 274名 | 255名 |

※1 上記は、都道府県域や市町村域を超えての利用者の数を含めていないため、実数は増加することが予想される。

※2 上記は平成31年4月末の事業所データから算出。

支障事項②

- 廃業を余儀なくされる事業所は府内の広範囲に及ぶ。(27/43市町村)
- 影響を受ける利用者は、少なくとも4,524名存在。

## 指定居宅介護支援事業所の管理者要件に関する提案

### 効果

管理者が、  
資格要件を満たす  
期間を確保できる

⇒既存事業所の  
廃業を回避

利用者及びその家族は、

契約先の変更をする必要がなくなり、

①ケアプランの新規作成のための再度のアセスメントを  
受ける等の負担を強いられることがなくなる

②これまで関係性を構築してきた在宅生活を支える  
ための相談相手(介護支援専門員)を失うことがなくなる

⇒円滑にサービスを利用し続けられる

### 提案 内容

事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に  
与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。